

| | | |
|-------------|--|---|
| 会議の名称 | 全 員 協 議 会 | 開催月日・令和8年6月5日 開会時間・午前・午後10時48分 閉会時間・午前・午後11時36分 |
| 出席者 | 河崎 周平 安藤 誠 後藤 徹 佐藤 健 南谷 清司 栗津 明 原 一郎 安井 智子 野口 佳宏 川柳 雅裕 後藤 國弘 堀 隆和 藤川 貴雄 豊島 保夫 南谷 佳寛 花村 隆 山田 紘治 近藤 伸二 | |
| 欠席者 | | |
| オブザーバー | | |
| 傍聴者 | | |
| 説明のために出席した者 | 藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課課長補佐 森議会総務課主任 | |
| 協議事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・旅費規程の改正について ・その他 | |

【開会＝午前 10 時 48 分】

原議長

ただいまから全員協議会を開催いたします。会議に先立ち、報道機関などから傍聴の申出がありましたら、これを許可してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

原議長

では、傍聴を許可します。まず、旅費規程の改正について、事務局から報告を願います。

議会総務課員

羽島市職員の旅費条例改正を受けて、令和 8 年 4 月 1 日に遡って、政務活動費を使用する際の調査旅費の運用を変更させていただきます。本改定は、政務活動費が実費弁償であることから、支出の適正化と透明性の確保を図るためのものです。主な変更点は資料のとおりですので、これに沿って説明させていただきます。

まず、1 ページ目をご確認ください。旅費制度の概要になります。2 の主な改正内容についてご説明させていただくと、まず、食卓料ということで今まで昼食代を認めていたのが、対象外になりました。また、今まで宿泊料の上限が全国一律で 1 万 4,800 円だったものが、都道府県ごとに上限が変わります。

2 ページ目をお願いします。政務活動費の変更の新旧対照表になります。まず、宿泊費についてですが、先ほど申し上げたとおり、一律 1 万 4,800 円だった上限額が、都道府県ごとになりました。例えば、北海道だと 2 万円、岐阜県だと 1 万 7,000 円、東京都だったら 2 万 7,000 円というように、都道府県によって上限額が変わりました。あくまでも上限額ですので、皆様が宿泊した金額がこれを下回れば、そこまでしか対象にはなりません。

この宿泊費の表の一番上に記載がありますが、宿泊する都道府県の上限額になるのではなく、用務先のある都道府県に応じた額になります。例えば、神奈川県で視察を受けるけれども東京都に宿泊した場合は、神奈川県の上限額が適用されます。

また、原則として用務先の市町村に宿泊するということですが、神奈川県で何か視察があるなら神奈川県内のその市に宿泊していただくのが原則です。しかし、ホテルがないような場所に行かれることもあると思いますので、そういったところはあくまでも原則ということで処理していた

だければと思います。

これともう一つ、公務として朝夕食をとる必要がある場合を除き素泊まりを基本とすることについてです。これは職員の指針に従ったものですが、あくまでも公務として、例えば先方との調整等でホテルの夕食をとらなければならないといった事情がない限りは、夕食代を含めない素泊まりのホテル代で対応していただきたいということです。朝食に関しても同様をお願いいたします。

次に、朝食代ですが、今までは規定がありませんでしたが、上限を800円とさせていただきます。

次に、昼食代です。今までは1,500円支給していましたが、旅費規程の改定に従って、支給の対象外とさせていただきます。

夕食代も、今までは3,000円を上限としていましたが、こちら指針に従って800円とさせていただきます。

手土産代については、上限3,000円から3,300円に増額する形になります。

交通費について、ここからは基本的に今までどおりかと思えます。新幹線は、乗車してから降車するまで片道100km以上でない和使用できないことや、指定席代も同様に乗車から降車まで100km以上でないとは基本的には指定席代が出ないことになります。

タクシー代等も一応は支給されますが、疑義が生じないように、基本的には最も安いバスや電車で行っていただくことになります。

バスに関しては領収書が出ないと思いますが、そうしたものについてはご自身の自己申告で、確実に利用したことを証明していただき、自己申告の額で支出を認めるなどの内容が記載されています。

レンタカー代も今までと同様です。ガソリン代等もここには記載されていませんが、今までどおり支給いたします。

次に、支払証明書類に関しては、今までと同じで進めようと考えております。政務活動費を使用しない委員会の視察については旅費規程の改定に伴って審査が厳しくなっており、証明するための書類が増えています。しかし、政務活動費に関してはそれに従う必要はなく、あくまで参考にするということです。今までどおり領収書を出していただき、宿泊等に関しては必要な明細書を添付していただく形にしようと考えております。ただし、宿泊費の関係では、宿泊プランが確認できる書類の添付をお願いします。

政務活動費を用いて視察等に行かれる会派がありました

ら、この指針を参考にして支出していただきますようお願いいたします。

最後に1点、消防操法大会が東京都で開催されるということで、会派での視察を検討されているところがあるかもしれませんが、政務活動費の対象外となります。

大会は土曜日だったと思いますが、例えば金曜日に視察して宿泊し、操法大会を見て帰ってくるような場合、宿泊代は出ないです。あくまでも、金曜日に行き帰ると捉えますので、往復の交通費は新幹線を出していただいても構いませんが、用務先である金曜日に行った場所から帰ってくる代金までしか支給されません。そのような形で処理をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

原議長

ただいまの報告について、何かご意見等はございますか。

川柳議員

宿泊費についてです。例えば、山間部や沿岸部に行くと旅館があり、一泊二食付きといったプランがあれば、食事付きでも宿泊費として認められるのでしょうか。東京であればビジネスホテル等のイメージしかありませんが、いかがでしょうか。

議会総務課員

最も合理的かつ経済的な方法が基本になると思います。例えば、近場で素泊まりできるホテルがあるのであれば、そちらに宿泊していただいたほうがよいと思います。

藤川議員

川柳議員のお尋ねに関連しますが、仮に食事付きの宿泊料金であったとしても、その中に含まれる朝食が800円以下などであればよいわけですね。朝食800円を超えない範囲で、素泊まりプランと朝食付きプランがあった場合に、差額が800円を超えなければ、朝食付きプランで申請し予約してもよいということになるのでしょうか。

議会総務課員

最も合理的かつ経済的な方法の範囲内で対応していただければ結構です。例えば、素泊まりと朝食付きプランが同じ値段のときがたまにあると思いますが、そうしたときは朝食付きプランで宿泊していただいても問題ないと思います。ただし、同じ金額であることを証明していただかなければならないと思います。

藤川議員

同じではなくて、朝食の800円は上限として設定されているわけで、仮に素泊まりプランと朝食付きプランとの差

| | |
|--------|--|
| | 額が 800 円以下であれば認められるのかという質問です。 |
| 議会総務課員 | 同じ金額であったり、差額が 800 円以内であれば問題ないと思います。 |
| 栗津議員 | 夕食代についてですが、これではラーメンも食べられないくらいですね。これは羽島市だけのことなのか、近隣の市町も同様なのでしょうか。 |
| 議会総務課長 | 国の方針に市町村が追随して改正している状況です。 |
| 栗津議員 | 金額も同じですか。 |
| 議会総務課長 | 金額も同様です。 |
| 山田議員 | 確認ですが、上限が決められており、先ほど旅館宿泊のお話がありました。2食付きで1万5,000円などということであれば、1万5,000円でよいと思いますが、いかがでしょうか。東京ですとビジネスホテルだけでも上限に達してしまいますが、地方に行った場合に旅館や民宿のような場所があり、その県の上限が1万5,000円であれば利用できるのではないかと思います。いかがでしょうか。 |
| 議会総務課員 | <p>あくまでも規程は、公務上必要がある場合のみ朝夕食を宿泊費に含めることとされています。したがって、例えばそこに宿泊しないと視察に間に合わないとか、近場のホテルに宿泊すると間に合わないといった事情があるのであれば、宿泊していただいてもやむを得ないかと思います。</p> <p>あくまで最も経済的かつ合理的な方法で対応していただく必要があります。例えば、素泊まりホテルに宿泊した場合、鉄道賃が余計にかかってしまい、2食付きのところ宿泊したほうがよかったということになれば、もちろんそちらに宿泊していただいたほうがよいと思います。</p> <p>公務上、朝夕食をとらなければならないという原則について、各自でご判断いただければと思います。</p> |
| 山田議員 | 分かりました。 |
| 佐藤議員 | 交通費、特に鉄道代金の関係についてです。旧規程では、特急料金は1乗車100km以上での支給が原則であり、それが改正されて片道100km以上でないと支給できないという |

| | |
|-----------|---|
| 議会総務課員 | <p>ことになり、例外規定などは一切なくなっているようです。しかし、そもそも区間によっては特急しかない区間、特に地方などでは 100 km 以内の区間でも特急しかない場合があります。結局、そうした場所では電車に乗れなくなると思っ てよいのでしょうか。この点を確認したいと思います。</p> <p>特急に乗らないと用務が達成できないのであれば、やむを得ないとは思いますが、これはあくまでも指針ですので、原則と記載されていないからといって絶対に守らなければいけないというわけではありません。そこは個別判断をさせていただきたいと思いますが、例えば、今年の総務委員会の視察では、新幹線で行ったほうが早かったものの、100 km に満たなかったのが在来線を乗り継いで、結果として夜遅くにホテルに到着したということもありました。</p> <p>本当に新幹線しかないのかどうかについては、ある程度調べていただきたいと思いますが、新幹線しかないと思って行ったものの、こちらで調べたらほかの交通手段があったということになると、その分の金額しか支給されなくなってしまうと思います。皆様にはお手数をおかけしますが、行く前に行程を調べていただいたほうがよいかと思ひます。</p> |
| 佐藤議員 | <p>各エリアにおける鉄道会社の経営戦略などもあり、非常に普通電車が少なく、特急や新幹線が多いエリアもあります。そうしたときに、合理的だからという理由で、ある程度柔軟に対応できるのか、それともどこまでもこの指針どおりに対応するのかについて、ご意見を伺ひます。</p> |
| 議会総務課長 | <p>指針以外の事柄については、最終的に議長判断の部分もあります。計画を立てた段階で事務局にご相談いただき、市のほうとも相談しながら進めていきたいと思ひます。</p> |
| 原議長 | <p>ほかにござひませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p> |
| 原議長 | <p>次に、定例会の会期日程について、議会運営委員長より報告を願ひます。</p> |
| 藤川議会運営委員長 | <p>議会運営委員会では、定例会の会期日程について協議を行いました。全体的に四、五日程度早くすることについて皆様に協議を願ひたいと思ひます。</p> |

まず、議会だよりに関してですが、現在、市に納品した後、各区長を通じて配付しております。しかし、この度、その配付業者が変更となり、市への納品日がこれまでより早くなりました。そのため、議会最終日がこれまでどおりの日程ですと、議会だよりの編集や印刷作業に必要な日数を考慮した場合、納品日に間に合わなくなります。したがって、最終日も含めた会期全体を前倒しすることについて、委員会で決定いたしました。この運用は9月定例会から実施したいと考えております。

なお、9月、12月、3月の各定例会の会期日程については、議会運営委員会で協議し、決まり次第、案をお示ししたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

原議長

ただいまの報告について、何かご意見等はございますか。

近藤議員

様々な事情が絡んでいるようですので、前後関係を理解するために、もう一度詳しく説明していただけますか。

また、議会運営委員会で決定したとのことですが、決まったからこうなりますよという断定的な言い方に聞こえますので、その点に疑問を感じます。議会運営委員会で方向性が決まりましたが、皆様いかがですかという提案の言葉遣いにすべきではないでしょうか。最近そうした傾向が見受けられますので、その辺りを検討していただきたいと思います。

藤川議会運営委員長

皆様に協議をお願いしたいということでお話ししております。委員会で決定したということをご報告したまでですので、この場でお諮りいただければと思います。

会期日程を前倒しすることについて、なぜこのような事態になったかという点ですが、委員会で事務局から説明がありましたとおり、現在、広報はしまと議会だよりと一緒に配付していただいております。広報はしまと議会だよりを区長のところへ運搬する業者が変更になったことに伴い、新たな業者が区長のところへ持っていくのが、今の日程のままでは間に合わないという問題が生じました。そのため、もう少し早く印刷・製本作業を仕上げなければならないというのが事の発端です。

様々な方法が検討されたようですが、議会だよりの場合は、皆様から原稿を提出していただき、議会での発言の音声記録等を確認した上で、委員会で編集作業を行います。決定後に印刷・製本という作業を行うに当たり、今の最終

| | |
|------------------|--|
| | <p>日の日程ではなかなか間に合わないということが分かりました。そのため、最終日を前にずらし、会期全体を前倒しするという事です。例えば、今定例会は6月30日が最終日ですが、それを四、五日早めて6月20何日にするといった変更になります。</p> |
| <p>近藤議員</p> | <p>通常、印刷業者に入札をかける際には、今までどおりの仕様でやってくださいと条件を提示しますよね、一般的には。この日までに業務を完了してください、こうした配付を行いますという条件を理解した上で応募してもらい、業者が決定するはずですので、業者が間に合わないから変更するという話は理解しにくいです。今までどおりであれば、変更をかけなくても対応できるのではないのでしょうか。</p> |
| <p>藤川議会運営委員長</p> | <p>今回変更になったのは印刷業者ではなく、出来上がったものを区長のところへお届けする配付業者です。印刷業者ではありません。その配付業者が変わったということです。</p> <p>また、これは議会だよりだけの話ではなく、広報はしまに合わせる形になります。議会だよりのほうも一緒に配っていただいておりますので、配付業者の変更に伴う措置となります。その点をご理解いただければと思います。</p> |
| <p>議会総務課長</p> | <p>業者について、3月定例会で質問がありましたとおり、今まではシルバー人材センターが市役所北庁舎から区長宅まで配付しておりました。シルバー人材センターにはマンパワーがあり、ある程度安価に対応することができましたが、それを一般の業者が担うとなると、今までと同じような単価で実施することは難しくなります。今回の場合はシルバー人材センターが引き受けられないという事情があった上での変更になりますので、ご理解をお願いいたします。</p> |
| <p>佐藤議員</p> | <p>2点確認したいのですが、5日前倒しになることによって、定例会の初日が前月にずれ込むことは今後発生し得るのでしょうか。</p> <p>もう1点、私は広報広聴委員会の委員を務めておりますが、議会だよりに掲載したい一般質問の原稿を最終日までに提出するように指示があるわけですが、その期限自体を前倒しし、広報広聴委員会で内容を決定する時期そのものを早めていくといった議論はできないのでしょうか。どのような検討がなされたのか教えてください。</p> |

| | |
|---------------|--|
| <p>議会総務課長</p> | <p>1点目の前月にずれ込むかというお話ですが、今までは月初めに初日があることが多かったため、前月になるパターンは出てくると思います。全てがそうなるかは分かりませんが、そうしたパターンは多くなると思います。</p> <p>2点目について、皆様からの原稿提出を早めるという方法は委員会でも提案されました。皆様の原稿も重要ですが、会議録研究所から送られてくる音声データが必要になります。そのデータと皆様の原稿を照合して確認作業を行うため、データが届かないことには作業が進みません。最終日を早めると、一般質問から最終日までの日数が少なくなり、データの受け取りが間に合わなくなるため、その方法は難しいと判断しました。したがって、全体的に会期を前倒しするしかないというのが、事務局からの提案でした。</p> |
| <p>野口議員</p> | <p>この件に賛成です。確かに、私たちが一般質問の原稿を早く提出すればよいのではないかという意見もあるかと思えます。しかし、私たちは議会だよりの編集等の作業をほとんど議会事務局をお願いしている立場でありますし、そうした作業に時間がかかることも理解できます。一般質問の原稿を早めるだけの問題ではなく、全体的なことを考えれば、やはり会期日程を早めた上で、しっかりと時間を確保して議会だよりを編集し、発行していただくのが最もよいのではないかと考えております。</p> |
| <p>豊島議員</p> | <p>議会運営委員の一員として、委員会の中でも申し上げたのですが、強調しておきたいのは、あくまで議会だよりの配付は広報はしまと同日だということです。議会だよりの別々の委託業者が配付するわけではありません。これは市の方針に従うというわけではなく、議会運営委員会でも申し上げたとおり、大前提として市の広報に連動しているという理由から、私もこの日程変更は賛成であり、やむを得ないと考えております。</p> |
| <p>原議長</p> | <p>ほかに、ご意見はございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p> |
| <p>原議長</p> | <p>ご意見がないようですので、定例会の会期日程については、議会運営委員会の委員長からご報告がありましたとおり進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> |

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

原議長

次に、詳細説明会の文書配付について、議会運営委員長より報告を願います。

藤川議会運営委員長

議会運営委員会では、議案詳細説明会について協議を行いました。現在、定例会初日後の休会中に開催され、その音声データが提供されておりますが、これを説明会の開催に代えて、説明内容を文書にした資料の提供へと変更することについて、皆様に協議を願いたいと思います。

説明内容を文書で配付してほしいという議員の希望があること、また、現在の録音音声ですと必要な箇所を後から探しにくく、内容確認に時間を要するなどの課題があることから、説明内容の文書配付について協議した次第です。

具体的には、5月臨時会から運用しておりました初日議決案件や、最終日の追加提案議案に係る事前詳細説明資料と同様に、通常の議案についても文書配付するものです。なお、事業概要や行政報告書などの議案資料については、変更なくこれまでどおり配付されます。

配付時期については、定例会前の議会運営委員会終了後、議案を配付するタイミングに合わせて同時に配付する予定です。これも9月定例会から実施したいと考えておりますので、協議のほどよろしくお願いいたします。

原議長

ただいまの報告について、何かご意見はありますか。

野口議員

非常に画期的な取組だと思っており、大賛成です。タブレットへのデータ配信ですね。

追加でお願いできればということで、議案詳細説明会では議案について詳細に説明されます。大抵、議案質疑などで議員が質問する内容は決まっていますので、そうした部分もあらかじめ記入した上で提示してほしいと感じています。議案詳細説明というからには、文書やデータの段階でもう少し詳細な内容を記載していただけると非常に助かります。提案自体には賛成です。

花村議員

年4回の定例会全てにおいて詳細説明会が行われなかったということでしょうか。

藤川議会運営委員長

議会運営委員会では、文字データで詳細説明を配付することによって、詳細説明会そのものは開催されなくなる方

| | |
|------------------|--|
| <p>佐藤議員</p> | <p>向で協議いたしました。</p> <p>野口議員のお話を伺っていて思ったのですが、詳細説明会で話す内容は、定例会の議事録には残りませんので、公文書として残りにくいという点を課題として感じました。</p> <p>今回、文書配付になるということは本当に画期的だと思いますが、詳細説明会で文書配付された内容は、公文書の保存期間でいうと、おそらく5年保存になると思います。細かく詳細に記載していただければ、質疑の必要性が減り、スムーズな審議に繋がるという意味では大変ありがたいことです。他方、5年保存の場合は後々検証したいと思ったときに検証できなくなることを懸念しております。</p> <p>詳細説明会の資料は重要性が高まる可能性もあるため、保存期間を長くできないかと思いましたが、いかがですか。</p> |
| <p>藤川議会運営委員長</p> | <p>事務局に確認ですが、文書化する場合、議案の補足資料という取扱いになるのでしょうか。その場合、保存期間がどのようになるのか、どのように決まっていますか。</p> |
| <p>議会総務課長</p> | <p>まず、議案の補足資料という認識ではありません。文書化する場合、総務課が提供する資料となりますし、初めての試みですのでこれから保存年限を決めていく形になります。何年保存になるかは分かりませんが、それほど長くなるとは考えにくいと思っております。</p> |
| <p>佐藤議員</p> | <p>長くなるとは考えられないというお話もありましたが、そうしますと、やはり質疑における重要な部分は議事録に残さなければならないという課題が生じる可能性があると感じました。その点に留意して進めていければと思います。</p> |
| <p>花村議員</p> | <p>今回もあると思いますが、議案詳細説明の際に、人事案件のようなその場で回収する文書があります。あの取扱いはどうするのか、事務局のお考えをお尋ねしたいです。</p> |
| <p>議会総務課長</p> | <p>人事案件につきましては、議会事務局に人事関連の資料を置いておきますので、それを閲覧していただく形で考えております。</p> |
| <p>近藤議員</p> | <p>長年の慣習で話すだけで申し訳ありませんが、やはり職員が直接説明し、我々がそれを聞くという形がよいと思います。タブレットで資料を見ても、読み込みが難しく、や</p> |

| | |
|-------------|---|
| | <p>りにくい場合もあります。また、先ほどの人事案件の件なども含め、いろいろと考慮しますと、やはり今までどおりがよいのではないのでしょうか。</p> <p>アナログ人間と言われるかもしれませんが、やはり今までどおり説明をしていただき、職員も大変だとは思いますが、ご自身の言葉で話していただいたほうが理解も進むと思います。</p> <p>現在、二つの意見に分かれておりますので、採決をとりたいと思います。元々この話は、議員から文書化できないかという提案があったと伺っております。執行部からの提案ではなく、我々のほうからの提案としていただいておりますので、採決をとりたいと思います。</p> <p>〔「採決は必要ないと思います」と呼ぶ者あり〕</p> |
| <p>原議長</p> | <p>議員の希望で今回の話が上がってきておりますので。</p> <p>〔「私たちが別の立場の提案をすれば諮ってもらえるのでしょうか」と呼ぶ者あり〕</p> |
| <p>野口議員</p> | <p>一議員が提案したことを諮っているのではなくて、議会運営委員会で協議したことだから、全員協議会で話し合っているのでしょうか。議長の言うことは正しいと思います。</p> |
| <p>近藤議員</p> | <p>予算決算特別委員会についてはどうなるのでしょうか。それも文書化されるんですか。</p> <p>〔「そうなります」と呼ぶ者あり〕</p> |
| <p>豊島議員</p> | <p>私は議会運営委員会の委員ですが、先ほど野口議員も言われたように、これは議会改革の一環として、前向きに賛成しております。</p> <p>5月の臨時会の際に、事務局から試行として資料を出してもらいましたが、あの資料は大変勉強になりました。分量が増えるという懸念もありますが、詳細説明会は各部長が入れ替わり立ち代わり話されるだけであり、質問ができるわけではありませんので、賛成です。</p> |
| <p>花村議員</p> | <p>今日行われたように、初日議決の際に詳細説明の時間がとれないから文書配付で受けただけであり、それ以外の委</p> |

| | |
|-------------|---|
| | <p>員会へ付託するような議案については、従来どおり詳細説明の日程をとって行っていただきたいです。</p> |
| <p>粟津議員</p> | <p>現在、議案要綱などが配られています、それ以外により詳細な資料が出るということですか。</p> <p style="text-align: center;">〔「そうです」と呼ぶ者あり〕</p> |
| <p>原議長</p> | <p>ほかにはよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p> |
| <p>原議長</p> | <p>採決をとりたいと思います。詳細説明会の文書配付について、賛成の委員の皆様は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">〔挙手多数〕</p> |
| <p>原議長</p> | <p>挙手多数でありますので、文書配付について進めていきたいと思ひます。</p> <p>次に、その他についてですが、よろしいでしょうか。</p> |
| <p>野口議員</p> | <p>6月定例会の最終日に、意見書の発議をさせていただきたいと思っております。「自治会等への加入及び参加を促進するための支援に関する意見書」、「事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書」、そして皆様も地域からご要望が多いかと思ひますが、「民生委員・児童委員の活動環境と処遇の改善及び担い手確保対策の強化を求める意見書」の三つを提案させていただきたいと思っております。</p> <p>一人では発議できませんので、ご賛同いただける方はぜひともよろしくお願いいたします。また、議会事務局のほうで、ご賛同いただける方のご署名をいただきたいと思っております。内容は議会事務局に確認していただいておりますので問題ないと思ひますが、お願いいたします。</p> |
| <p>藤川議員</p> | <p>自治会の関係についての意見書ですが、私も自治会の課題は何っており、大変重要なことだと思っておりますので、ぜひ賛同したいと思ひます。先ほど事務局で確認してもらったとのことですが、できればこの文面に、地方自治を定めた憲法第92条の規定に基づき、住民自治がいかに重要かという根拠を記載し、更に重みを持たせていただけないかという思ひがあります。</p> |

| | |
|------|---|
| 野口議員 | <p>ご賛同いただいた上での追加は全く構いません。藤川議員に重みのある文章を作成していただき、追加した文章を改めて皆様に配付していただくということで対応いたします。ありがとうございます。</p> |
| 原議長 | <p>ほかにはよろしいでしょうか。</p> |
| 花村議員 | <p>先日、私の母が入院した折に、皆様の互助会からお見舞いをいただきました。無事に退院いたしました。ありがとうございます。この場をお借りしてお礼申し上げます。</p> |
| 原議長 | <p>そのほかにはございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p> |
| 原議長 | <p>以上で全員協議会を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">【閉会＝午前 11 時 36 分】</p> |